

	区 分	組合員							短期組合員			
		一般組合員等			船員組合員	在職派遣 (一般組合員)	退職派遣 (継続長期 組合員)	労組専従 組合員	75歳未満	後期高齢	船員組合員	
		70歳未満	70~74歳	後期高齢								
短期 経 理	掛 金	51.60	51.60	2.52	51.60	51.60	-	51.60	51.60	2.52	51.60	
	介 護 掛 金	7.93	-	-	7.93	7.93	-	7.93	7.93	-	7.93	
	負 担 金	53.45	53.45	2.52	55.19	53.45	-	53.45	53.45	2.52	55.19	
	介 護 負 担 金	7.93	-	-	7.93	7.93	-	7.93	7.93	-	7.93	
	育児・介護公的負担金	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	-	0.87	0.87	0.87	0.87	
	特別財政調整分	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
厚生 年 金 保 険 経 理	組 合 員 保 険 料	91.50	-	-	91.50	91.50	91.50	91.50	-	-	-	
	所 属 所 負 担 金	91.50	-	-	91.50	91.50	91.50	91.50	-	-	-	
	基礎年金拠出金負担金	41.50	-	-	41.50	41.50	41.50	41.50	-	-	-	
経 退 職 等 年 理 金	掛 金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	-	-	-	
	負 担 金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	-	-	-	
経 長 期 的 経 理	負 担 金	0.0939	0.0939	0.0939	0.0939	0.0939	0.0939	-	-	-	-	
保 健 経 理	掛 金	2.0	2.0	-	2.0	2.0	-	2.0	2.0	-	2.0	
	負 担 金	2.0	2.0	-	2.0	2.0	-	2.0	2.0	-	2.0	
	特定健診及び特定保健指導に係る費用	組合員一人当たり年額 194円										
業 務 経 理	事 務 費 負 担 金	組合員一人当たり年額 9,830円 (4月:821円 5月以降:819円)							組合員一人当たり年額 4,420円 (4月:372円 5月以降:368円)			
	子ども・子育て拠出金	-	-	-	-	-	3.6	3.6	3.6	-	-	-

※標準報酬月額及び標準期末手当額等上記千分率を乗じて得た金額を徴収します。

※厚生年金保険料の計算方法は次のとおりです。

①給与支給機関において納付すべき保険料額を算出する。【標準報酬月額総額 × 保険料率 (端数切り捨て)】

②組合員保険料を算出する。【標準報酬月額 × 保険料率 ÷ 2 (個人ごとに端数切り捨て)】

③事業主負担分を算出する。【給与支給機関における保険料額① - 組合員保険料の合計額②】

なお、上記計算は会計支出科目ごとに行うこともできます。

※一般組合員等は、一般職・特別職・特定消防・市町村長組合員になります。

※介護掛金・負担金については、40歳以上65歳未満の者から徴収します。

(単位:円)

掛金・負担金算定の標準報酬月額及び標準期末手当等の最高限度額			
最 高 限 度 額	短 期 ・ 保 健	標 準 報 酬 月 額	1,390,000
		標 準 期 末 手 当 等	5,730,000 (年度累計額)
	長 期	標 準 報 酬 月 額	650,000
		標 準 期 末 手 当 等	1,500,000

※注1 短期経理及び保健経理に係る掛金の標準となる期末

手当等の額の最高限度額は、年度累計額となります。

(単位:千分率、円)

任意継続組合員の掛金率及び掛金算定の基礎となる標準報酬月額	
短期掛金率	105.05
介護掛金率	15.86
前年9月30日における全組合員の平均標準報酬の月額	300,000

(単位:千分率)

追加費用率	厚生年金分	経過的長期給付分
大分市	10.2	1.3
別府市	10.1	1.3
中津市	9.8	1.3
日田市	9.7	1.3
佐伯市	9.9	1.3
臼杵市	9.9	1.3
津久見市	10.1	1.3
その他所属所	9.0	1.1

※短期組合員に対する追加費用の徴収はありません。